

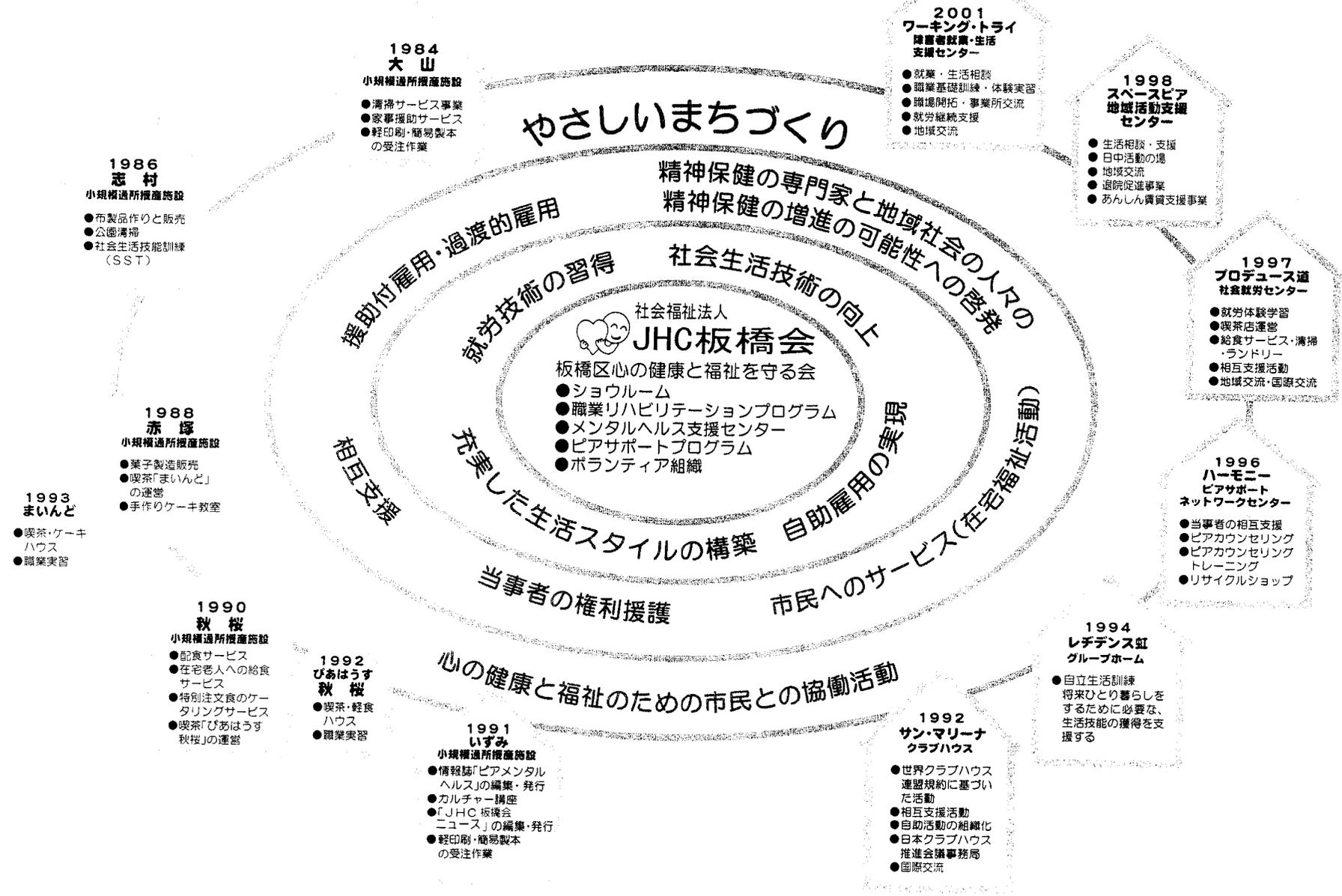
板橋区 心の健康と福祉を守る会

精神障がい者の社会参加をはじめ、先駆的創造的な福祉活動を
 始め、広く区民の心と健康と福祉に寄与することを目的に1983年
 に設立された民間の支援団体です。

JHC板橋会は、障がい者の自立と社会参加を支援し、安全・安心
 のまちづくりを目指しています。

基本理念

1. 憲法第25条
健康権、文化的生活権(国民の権利)
2. 精神保健福祉法第3条
精神的健康の保持増進に努め、精神障害者の社会復帰への理解と協力を努める。(国民の義務)
3. 板橋区基本目標
ともに支え合うあたたかい街づくり



1986 志村
 小規模通所生産施設
 ●布製品作りと販売
 ●公園清掃
 ●社会生活技能訓練 (SST)

1993 まいんど
 ●喫茶・ケーキハウス
 ●職業実習

1988 赤塚
 小規模通所生産施設
 ●菓子製造販売
 ●喫茶「まいんど」の運営
 ●手作りのケーキ教室

1990 秋桜
 小規模通所生産施設
 ●配食サービス
 ●在宅老人への給食サービス
 ●特別注文食のケータリングサービス
 ●喫茶「びあはうす秋桜」の運営

1992 びあはうす 秋桜
 ●喫茶・軽食ハウス
 ●職業実習

1991 いずみ
 小規模通所生産施設
 ●情報誌「ピアメンタルヘルス」の編集・発行
 ●カルチャー講座
 ●「JHC 板橋会ニュース」の編集・発行
 ●軽印刷・簡易製本の受注作業

1984 大山
 小規模通所生産施設
 ●清掃サービス事業
 ●家事援助サービス
 ●軽印刷・簡易製本の受注作業

2001 ワーキング・トライ
 障害者就業・生活支援センター
 ●就業・生活相談
 ●職業基礎訓練・体験実習
 ●職場開拓・事業所交流
 ●就労継続支援
 ●地域交流

1998 スペースピア 地域活動支援センター
 ●生活相談・支援
 ●日中活動の場
 ●地域交流
 ●退院促進事業
 ●あんしん購買支援事業

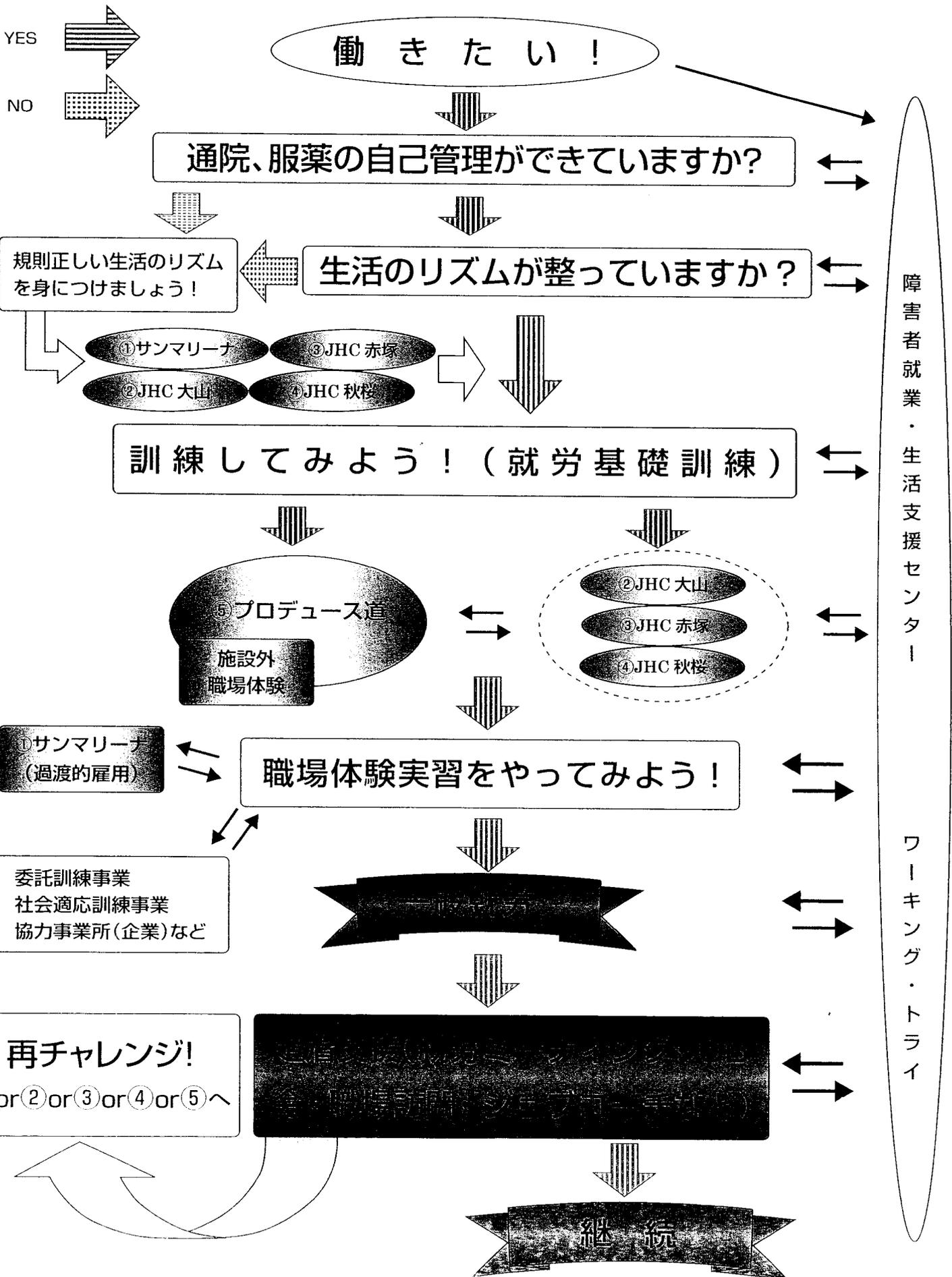
1997 プロデュース道 社会就労センター
 ●就労体験学習
 ●喫茶店運営
 ●給食サービス・清掃・ランドリー
 ●相互支援活動
 ●地域交流・国際交流

1996 ハーモニー ピアサポート ネットワークセンター
 ●当事者の相互支援
 ●ピアカウンセリング
 ●ピアカウンセリングトレーニング
 ●リサイクルショップ

1994 レヂデンス虹 グループホーム
 ●自立生活訓練
 将来ひとり暮らしをするために必要な、生活技能の獲得を支援する

1992 サン・マリナー クラブハウス
 ●世界クラブハウス連盟規約に基づいた活動
 ●相互支援活動
 ●自助活動の組織化
 ●日本クラブハウス推進会議事務局
 ●国際交流

<JHC 板橋会 就労支援システム>



① クラブハウス・サン・マリナー

メンバーが自らのクラブハウスの運営管理を行うことで自尊心の回復や働く意欲・自信を取り戻すことを目指しています。

そして、就労へ向けての準備として、実際の職場で働く「過渡的雇用プログラム（期限付き就労実習）」にチャレンジできます。

② JHC 秋桜

お菓子作りを中心に、販売や納品、伝票作成といった事務作業を行っています。

そして、そのような日々の活動を通じて就労に必要なスキルや社会性を身に付けることを目標とし、過渡的雇用プログラムやトライアル雇用への参加に取り組んでいます。

③ 社会福祉法人 社会福祉協議会 大田区

（就労移行支援事業）

一般就労を希望する精神障害者に就労準備訓練の場を提供します。

- ① 施設内生産活動「レストラン風見鶏」を通じた就労準備訓練
- ② 職業準備性教育プログラム
（SST・就労準備学習会）
- ③ 職場体験実習
（生活協同組合コープとうきょう）他
- ④ 企業・各関係機関と連携した求職活動、
職場定着支援

④ JHC 大山

JHC大山は20代から60代まで幅広いメンバーの方が利用しています。個性豊かでバラエティーにとんでいます。とてもアットホームな雰囲気の中、様々な経験を活かしてメンバー同士で教えあっています。清掃業務を中心とした活動で実践に即した実習や家事協働サービスも行っていきます。

JHC秋桜はお弁当作りを中心に、配食サービス、喫茶「びあはうす秋桜」の運営などを行っています。街の人々と日常的に交流する中で「支えたり、支えられたり」という地域相互支援活動をしています。活動を通して、働くことへの自信を回復し、基礎的就労技能を身に付けていきます。

⑥ 障害者就業・生活支援センター ワーキング・トライ

“あなたの就労を応援します”

一般企業で「働くこと」「働き続けること」を希望する方に、就労や生活に関する相談や支援を継続的に行います。就労生活相談から職場定着支援まで具体的支援を行います。また、事業主からの雇用管理に関する相談や障害者雇用についての研修、情報提供を行います。

2008年度 障害者雇用アンケート

締め切り5月9日

障害者委員会では、会員の皆様に障害者問題に関心を持っていただき、中小企業家の立場から障害者の自立や就労を支援しようと活動をしています。委員会では障害者問題への取り組みは同友会理念「人間尊重の経営」「地域とともに歩む中小企業」の実践でもありと考えています。この活動の一環として2005年より企業における障害者雇用の実態調査を行っております。皆様のご協力を是非ともよろしくお願いいたします。

該当する番号に○、空欄は数字・コメントをご記入下さい。囲みは共通質問です。

Q1 従業員数について (共通質問)

- (1) 御社の従業員数(正社員)は? ⇒ _____人
 (2) 08年通常国会で障害者雇用促進法改正が予定されており、納付金支払い対象企業基準が301人から101人以上に引き下げの案が出ていますが、ご存知ですか? ⇒ 1. 知っている 2. 知らない

【障害者雇用促進法】常用雇用労働者数56人以上の企業は最低1名(法定雇用率1.8%)の障害者雇用が義務付けられています。現在、法定雇用率未達成の場合、常用雇用者301人以上の企業は「障害者雇用納付金」(未達成一人につき5万円)を支払わなければなりません。

Q2 障害者雇用の現状について (共通質問)

- (1) 雇用経験は (1. 雇用している → (2)へ 2. 雇用していた → (2)(3)へ 3. 雇用経験なし → (4)へ)

(2) 雇用している・雇用していた方にお聞きします。

① 障害の種類、雇用形態について

| 障害の種類・雇用人数 ※重複障害の場合は当てはまる箇所に○ | 雇用形態 | 雇用期間 |
|----------------------------------|-------------------------|----------------------|
| 1. 知的障害 人 | 正社員____人/パート・アルバイト____人 | 1年未満 人/1~3年 人/3年以上 人 |
| 2. 身体障害 人 | 正社員____人/パート・アルバイト____人 | 1年未満 人/1~3年 人/3年以上 人 |
| 3. 精神障害 人 | 正社員____人/パート・アルバイト____人 | 1年未満 人/1~3年 人/3年以上 人 |

② 雇用してみてよかったこと(複数回答可)

1. 障害者への理解が深まった 2. 社員の気配り、思いやりの意識が高まった
 3. 本人の勤務態度が他の社員の模範になっている 4. 人件費の削減になった。
 5. 社長として、適材適所の人材配置の意義を実感した 6. その他 ()

(3) 雇用していた方にお聞します。雇用を中止した理由は?(複数回答可)

1. 社員が障害者と馴染まなかった。 2. 仕事が適していなかった。
 3. 雇用していたときの仕事がなくなった。 4. 思っていたより効率が悪かった。
 5. 思っていたより周りの社員に負担をかけた。 6. 仕事に対する甘えが目立った。
 7. その他 ()

(4) 雇用経験なしの方にお聞きします。雇用に踏み切れない理由は?(複数回答可)

1. 障害者との接点がない 2. 障害者に適した仕事がわからない 3. 雇用するだけの仕事がない
 4. 受入れる施設・設備がない 5. 行政の助成金制度等がわからない 6. 法的義務がない
 7. 仕事の内容が危険で不適切 8. どう対応したらよいかわからない 9. 社内の合意形成が困難
 10. その他 ()

Q3 今後の障害者雇用について (共通質問)

1. 雇用を検討している 2. 機会があれば雇用してみたい 3. 職場実習だったら受入れてもよい
 4. まず雇用している企業の話を知りたい 5. 雇用は考えていない

Q4 障害者委員会について、どんな活動に興味がありますか (共通質問、複数回答可)

1. 障害者雇用の促進(雇用経験企業の体験を聞く、助成金制度の学習会など)
 2. 障害者との交流(養護学校・作業所・障害者団体との交流・イベント参加など)
 3. 作業所や障害者雇用企業への仕事発注などの紹介
 4. 作業所等への技術支援・経営相談 5. 職場実習の受入れ 6. 障害者支援ビジネスへの取り組み

御社名

お名前

支部

返信先 FAX 03-5953-5672 お問合せ (黒津) TEL 03-5953-5671 ご協力ありがとうございました。